

告示

埼玉県選管告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、さいたま市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和三年五月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
宮原コミュニティセンター	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目百九十五番地一	公益財団法人さいたま市文化振興事業団	三百十二人
北袋町自治会館	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目百九十番地	さいたま市長	百五十人
市民会館うらわ	埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目十番二十二号	公益財団法人さいたま市文化振興事業団	四百七十八人